

第 6 号議案

亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

亀岡市職員等の旅費に関する条例（昭和 3 7 年亀岡市条例第 1 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部 を改正する条例

亀岡市職員等の旅費に関する条例（昭和 3 7 年亀岡市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「在勤庁」の次に「（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第 5 号を削り、同項第 6 号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第 2 項において同じ。）」を加え、同号を同項第 5 号とし、同項に次の 1 号を加える。

- (6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供す

ることを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

第3条第2項第1号中「赴任のため」を「赴任のための」に、「伴なう」を「伴う」に改め、同項第2号中「赴任のため」を「赴任のための」に改め、同条第5項中「出発前に」を削り、「を変更（取消しを含む。以下同じ。）され」を「の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「となった金額で市長が」を「となる金額又は支出を要する金額で規則で」に改め、同条第6項中「交通機関の事故又は」を削り、「市長が」を「規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「旅行命令等を変更」を「旅行命令等の変更を」に、「これを変更」を「、その変更を」に改め、同条第4項中「これを変更するには」を「その変更をするには」に、「当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して」を「規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合は、この限りでない。

第4条第5項を次のように改める。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合は、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第4条第6項を削る。

第5条第1項中「された」を「を受けた」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき」を加え、同条を第6条とする。

第9条から第11条までを削る。

第12条第1項中「する者は、所定の請求書」を「するもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、同条に次の3項を加え、同条を第7条とする。

- 4 支出命令権者は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項の規定による旅費の精算をしなかった場合又は前項の規定による過払金の返納をしなかった場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費若しくは旅費に相当する金額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第13条から第24条までを削る。

第25条を次のように改め、同条を第8条とする。

（旅費の調整）

第25条 任命権者は、この条例の規定により旅費を支給する場合において、当該旅行における特別の事情又は当該旅行の性質により不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。
第26条を第9条とする。
別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の亀岡市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年亀岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「亀岡市職員等の旅費に関する条例(昭和37年亀岡市条例第14号)中第18条第2項及び第3項の規定を除き」を「亀岡市職員等の旅費に関する条例(昭和37年亀岡市条例第14号)を」に改める。

(選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年亀岡市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「費用弁償として亀岡市職員等の旅費に関する条例(昭和37年亀岡市条例第14号。以下「旅費条例」という。)中、亀岡市副市長相当額の旅費を」を「亀岡市副市長相当額の旅費を費用弁償として亀岡市職員等の旅費に関する条例(昭和37年亀岡市条例第14号)の例により」に改め、同条第2項

を削る。

亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部
を改正する条例案要綱

- 1 国家公務員等の旅費制度の見直しによる国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担を軽減するため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行い、適正な支出を図るよう必要な事項を定めること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行すること。